

消費者のための割賦販売法改正を! ～過剰与信規制と共同責任によりクレジット被害の一掃を!!～

クレジット制度は、高齢者等を狙う次々販売等の支払方法として利用されているなど、様々な悪質商法と結びついています。最近では、絵画レンタル商法においてもクレジット制度が利用され、暴力団の資金源とされていたことも報道されているところです。

このようなクレジット被害を一掃するためには、クレジット制度において**過剰与信を規制**し、クレジット会社にも**共同責任**を認めるなどの**割賦販売法大改正**を行なう必要があります。

現在、経済産業省構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会が再開され、クレジット関係を規制する割賦販売法の改正が議論されてもおり、この機に、何としても大改正を勝ち取らなければなりません。是非とも、ご参加頂きたく思います。

日 時 5月26日（土曜日）午後1時30分から午後6時

午後1時30分～ 勉強会【クレジット被害対策初級編】

午後3時～ シンポジウム

審議会状況報告と今後の運動課題

被害事例・クレジット制度の問題点の確認など

午後6時～ 懇親会（場所未定）

場 所 灘尾ホール

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル1F

・地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5番出口より徒歩5分

・地下鉄千代田線／丸の内線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分

主 催：クレジット過剰与信対策全国会議・クレジット被害対策全国連絡会

後 援：主婦連合会、消費者機構日本、全国消費者団体連絡会、(社)全国消費生活相談員協会

全国青年司法書士協議会、(財)日本消費者協会

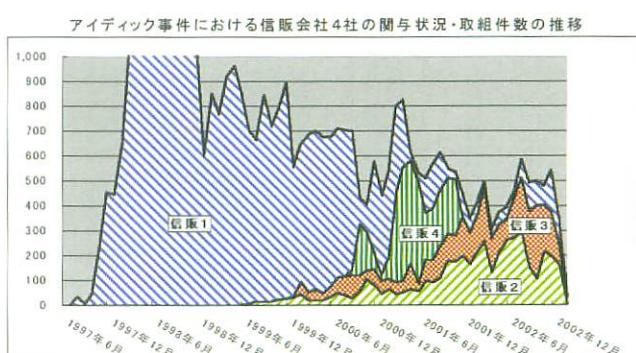
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、労働者福祉中央協議会

参加費：一般…無料 弁護士・司法書士…2000円（資料代込み）

信販会社のカラクリ !!

左の図は、不当な効果を節電器商法を行っていたアイディックという会社と加盟店契約を締結していた信販会社4社の取組件数の推移を表したもので、信販1が取組件数を独占していたものの、クレームの増加とともに、取引を減少させていく中、他の信販が補うように、取組件数を増加させていくのです。しかし、信販1は、加盟店契約を打ち切ることなく、僅かながらの取引を継続していくのです。

どうしてでしょうか？？
おかしいと思いませんか？？



参 加 申 述

クレジット被害対策全国連絡会 事務局長 松苗弘幸 宛 (fax. 048-643-5793)

氏 名 _____ (所属団体 _____)
(連絡先 TEL _____ FAX _____)